

第一種動物取扱業者における飼養管理基準省令の新旧対照表
(展示時間帯、輸送後の目視観察、夜間営業について)

グレーマーカー：犬又は猫のみに適用される項目

緑文字：犬及び猫以外の哺乳類に新たに適用される項目

下線：改正される文言

u003cbru003e

■展示時間帯について（第二条 第五号イ）

現行	基準案
五 動物の展示又は輸送の方法に関する事項 イ 動物の展示は、次に掲げるところにより行うものとする。 (1) 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、<u>犬又は猫</u>の展示を行う場合には、午前八時から午後八時までの間において行うこと。ただし、特定成猫の展示を行う場合にあつては、午前八時から午後十時までの間において行うことを妨げない。この場合において、一日の特定成猫の展示時間（特定成猫の展示開始時刻及び展示終了時刻（複数の特定成猫の展示を行う場合にあつては、それぞれの特定成猫の展示開始時刻及び展示終了時刻）のうち最も早い時刻から最も遅い時刻までの時間をいう。）は、十二時間を超えてはならない。 (2) 販売業者及び展示業者にあつては、長時間連続して展示を行う場合には、動物のストレスを軽減するため、必要に応じてその途中において展示を行わない時間を設けること。特に、長時間連続して<u>犬又は猫</u>の展示を行う場合にあつては、当該<u>犬又は猫</u>が休息できる設備に自由に移動できる状態を確保するものとし、その状態を確保することが困難な場合は、展示を行う時間が六時間を超えるごとに、その途中に展示を行わない時間を設けること。	イ 動物の展示は、次に掲げるところにより行うものとする。 (1) 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、<u>哺乳類</u>の展示を行う場合には、午前八時から午後八時までの間において行うこと。ただし、特定成猫の展示を行う場合にあつては、午前八時から午後十時までの間において行うことを妨げない。特定成猫の展示を行う場合において、一日の特定成猫の展示時間（動物の展示開始時刻及び展示終了時刻（複数の動物の展示を行う場合にあつては、それぞれの特定成猫の展示開始時刻及び展示終了時刻）のうち最も早い時刻から最も遅い時刻までの時間をいう。）は、十二時間を超えてはならない。 (2) 販売業者及び展示業者にあつては、長時間連続して展示を行う場合には、動物のストレスを軽減するため、必要に応じてその途中において展示を行わない時間を設けること。<u>特に、長時間連続して哺乳類</u>の展示を行う場合にあつては、当該<u>哺乳類</u>が休息できる設備に自由に移動できる状態を確保するものとし、その状態を確保することが困難な場合は、展示を行う時間が六時間を超えるごとに、その途中に展示を行わない時間を設けること。

■輸送後の目視観察について（第二条 第五号ロ）

現行	基準案
五 動物の展示又は輸送の方法に関する事項 ロ (1)～(9) 略 (10) 販売業者及び貸出業者にあつては、その飼養施設に輸送された<u>犬又は猫</u>については、輸送後二日間以上その状態（下痢、おう吐、四肢の麻痺等外形上明らかなものに限る。）を目視によって観察すること。	五 動物の展示又は輸送の方法に関する事項 ロ (1)～(9) 略 (10) 販売業者及び貸出業者にあつては、その飼養施設に輸送された<u>哺乳類</u>については、輸送後二日間以上その状態（下痢、おう吐、四肢の麻痺等外形上明らかなものに限る。）を目視によって観察すること。<u>ただし、犬及び猫以外の哺乳類を、飼養施設であつて当該動物の飼養又は保管のために日常的に使用していないもの（(11)において「外部施設」という。）に輸送した場合は、この限りではない。</u> (11) <u>販売業者及び貸出業者にあつては、販売、販売のための展示又は貸出を行う目的で、犬及び猫以外の哺乳類を外部施設に輸送したときは、目的を達成した後すみやかに、当該動物を、その飼養又は保管のために日常的に使用している飼養施設に持ち帰らなければならない。</u>

■夜間営業について（第二条 第七号ネ）

現行	基準案
七 その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項 (イ～ツ略) ネ 販売業者、貸出業者及び展示業者であつて、夜間に営業を行う場合にあっては、当該時間内に顧客、見学者等が<u>犬又は猫</u>の飼養施設内に立ち入ること等により、<u>犬又は猫</u>の休息が妨げられることがないようにすること。ただし、特定成猫については、夜間のうち展示を行わない間に顧客、見学者等が特定成猫の飼養施設内に立ち入ること等により、特定成猫の休息が妨げられることがないようにすること。	ネ 販売業者、貸出業者及び展示業者であつて、夜間に営業を行う場合にあっては、当該時間内に顧客、見学者等が<u>哺乳類</u>の飼養施設内に立ち入ること等により、<u>哺乳類</u>の休息が妨げられることがないようにすること。ただし、特定成猫については、夜間のうち展示を行わない間に顧客、見学者等が特定成猫の飼養施設内に立ち入ること等により、特定成猫の休息が妨げられることがないようにすること。